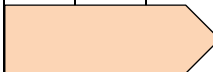
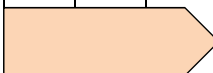
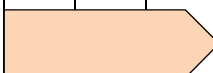


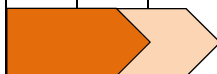
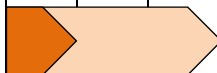
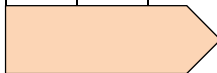
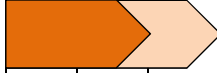
沖縄島北部行動計画の見直し・更新（案）

 重点的に実施
 継続実施

資料 1－3－1

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
1) 保護制度の適切な運用										
1 やんばる国立公園の管理	環境省				●	●	●	やんばる国立公園の適切な保護管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。	
2 鳥獣保護区の管理等	環境省 沖縄県				●	●	●	ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等の希少種が生息する森林部においては、国指定鳥獣保護区及び沖縄県指定鳥獣保護区がそれぞれ指定されている。今後も適切に管理する。また、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等が適切に保護される。	
3 与那覇岳天然保護区域の管理等	沖縄県				●			ノグチゲラ、アカヒゲ等の天然記念物の生息地となっている与那覇岳天然保護区域において、今後も適切な管理を行う。また、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	天然保護区域において、規制が遵守され、希少動植物等が適切に保全される。	
2) 希少種の保護・増殖										
1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省				●	●	●	絶滅のおそれのある野生動植物種を種の保存法に基づく国内希少野生動植物種として指定し、国内希少野生動植物種の保護等を図る。	国内希少野生動植物種が適切に保護される。	

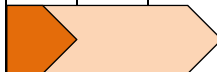
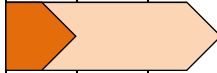
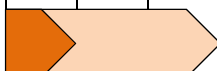
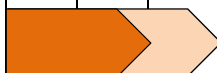
事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
2 希少野生動植物保護条例等の制定	沖縄県 各村				●	●	●	<u>種の保存法により捕獲等が規制されている希少野生動植物種以外でその存続が危ぶまれている種について、県条例等を制定することにより、その生息地の保護や密猟・盗採行為の防止・抑制など、希少野生動植物の保護を強化する。</u> <u>種の保存法により、捕獲・譲渡等が規制されている国内希少野生動植物種以外の法的な規制のないレッドリスト記載種のうち、特に盗採の危険性が高いと判断される種を抽出し、県もしくは村条例等を制定することにより盗採行為の防止・抑制を強化する。</u>	希少種保護のための法制度の確保。 【条例の制定】	
3 保護増殖事業等の継続実施	環境省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 沖縄県 各村				●	●	●	保護増殖事業の対象種（ヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネ、ノグチゲラ）について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【個別検討会における評価】	・やんばる希少野生生物保護増殖検討会 ・ヤンバルテナガコガネ等密猟防止協議会
4 保護増殖事業対象種以外の希少種の生息・生育状況の把握と保護の取組みの検討・実施	環境省 林野庁 沖縄県 各村				●	●	●	保護増殖事業対象種以外の希少種（国指定天然記念物や国内希少野生動植物種であるケナガネズミ、オキナワトゲネズミ等を含む）について、生息状況、生息・生育環境等の把握、分析等を行うとともに、必要に応じて、適切な保護方策を検討し、実施に努める。	保護増殖事業対象種以外の希少種が自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【固有種・希少種の生息・生育状況】	
5 希少野生動物の交通事故等の対策強化	環境省 林野庁 沖縄県 沖縄総合事務局 各村				●	●	●	希少野生動物の交通事故発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やロードキル発生防止キャンペーン実施等による普及啓発により事故の発生を減少させる。また、移動経路の確保や動物が道路に飛び出さないような改良を加えることにより、事故の発生防止を図る。	希少野生生物等の生息地において、通行者が野生動物の交通事故等を認識し、法定速度が遵守され、事故が発生しない状況を確認。事故が発生しにくい道路構造等の実現。 【個別検討会における評価】	・やんばる希少野生生物保護増殖検討会 ・やんばる地域ロードキル発生防止に関する連絡会議

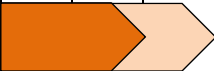
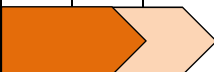
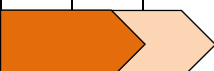
事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
6 希少野生動物の傷病個体の救護体制の確保	環境省 沖縄県 地元関係団体				●	●	●	沖縄島北部の希少野生動物の傷病個体を救護し、野生復帰を図る。	希少野生動物の救護及び野生復帰を適切に実施できる体制の確保。 【傷病鳥獣の救護実績】	
7 希少野生動植物の密猟・盗採防止	環境省 林野庁 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	核心的な森林へアプローチする林道を中心として、野生動植物の密猟・盗採防止のためのパトロールを実施する。市町村や地元団体、警察など、様々な主体と連携しながら取り組む。	希少野生動植物の密猟・盗採に対する効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況を確保。 【パトロールの年間実施回数、従事人数等】	
8 ノグチゲラ保護区の管理と保護監視員の設置	東村						●	東村ノグチゲラ保護条例に基づき、ノグチゲラ保護区等について、保護監視員を配置し、保護区等の監視やノグチゲラの繁殖状態のモニタリング等を行う。	東村（分布の南限付近）におけるノグチゲラが安定的に繁殖できる生息環境の保持。	
9 遺産地間を繋ぐ希少種に対するコリドー機能の強化	国頭村 地元関係団体				●	●	●	辺戸岳周辺と脊梁山地の間において、希少種にとってのコリドー機能を強化するため、希少種の移動状況の把握・分析、外来種対策等を実施するとともに、森林の連続性確保のための生態回廊の形成について検討する。	辺戸岳周辺と脊梁山地の間を繋ぐ希少種に対するコリドー機能の強化。	
3) 外来種による影響の排除・低減										
1 侵略的外来種への対策の強化	環境省 林野庁 沖縄県 各村				●	●	●	既に定着している侵略的な外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。沖縄島北部に未定着な侵略的外来種の見逃し情報について情報収集し、外来生物目撃情報データベースを適宜更新する。また、定着を予防するため必要に応じて対策を講じる。	特に遺産価値(生態系・生物多様性)への影響が大きいと考えられる外来種による影響の排除・低減。 【重点対策種の確認状況】	

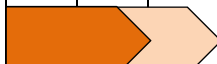
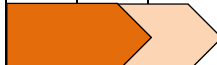
事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
2 マングース対策の実施	環境省 沖縄県				●	●	●	希少野生動物の捕食等により在来の生態系に大きな影響を及ぼしているマングースの捕獲排除を行う。また、マングースの完全排除地域を設定し、この地域に新たにマングースが侵入しないよう、侵入防止柵を管理する。	沖縄島北部におけるマングースの完全排除、新たな侵入の防止。 【マングースの相対生息密度(CPUE)、確認範囲、個別検討会における評価】	沖縄島北部地域マングース防除事業検討委員会
3 野生下のネコの捕獲	環境省 沖縄県 各村				●	●	●	野生動物の捕食等により在来の生態系に影響を及ぼしている（及ぼす可能性のある）野生下のネコの捕獲及び排除を行う。また、分布や捕食の現況について把握するとともに効率的な捕獲方法について検討する。	野生下のネコの排除による在来の生態系の保全。 【ノネコの捕獲数】	
4 ネコの愛護及び管理に関する条例の徹底	各村				●	●	●	各村それぞれにおいて制定しているネコの愛護及び管理に関する条例に基づいて飼いネコの登録やチップ装着・避妊去勢手術の推奨、集落内及び周辺で所有者がいないネコの保護収容、各種普及啓発等を実施する。猫の保護施設と連携して効果的な活動を行う。	飼い猫による野生動物への悪影響の防止、集落内及び周辺で所有者がいないネコの完全排除への貢献、ネコと希少野生動物に関する一般認識の向上、所有者のいないネコの新規発生の防止。【飼い猫のマイクロチップ装着個体数・率】	
5 所有者のいないネコ・イヌの保護収容・譲渡施設の整備・運営	沖縄県 各村				●	●	●	所有者のいないネコ及びイヌについて、保護と飼養、譲渡先への引き渡しという一連の取組の実施が可能な施設の整備や体制の構築に取り組む。また、この施設においては、子供たちと動物とのふれあいなど、教育面での活用等についても検討する。	所有者のいないネコ及びイヌの保護・飼養から譲渡先への引き渡しまでを実施する体制・設備の確保。 所有者のいないネコ及びイヌの新規発生の防止。	
6 飼い犬条例の徹底	各村						●	各村それぞれにおいて制定している飼い犬条例に基づいて、飼い犬の適正な管理を徹底する。イヌの保護施設と連携して効果的な活動を行う。	飼い犬による野生動物への悪影響の防止、所有者のいないイヌの新規発生の防止。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
7 愛玩動物の放逐防止対策の強化	沖縄県各村						●	在来の生態系に大きな影響を及ぼしている愛玩動物（犬、猫、爬虫類等）の放逐を防止するためのパトロールやキャンペーンを実施するとともに、必要に応じて条例等の制定による対策強化についても検討する。	愛玩動物放逐の根絶・新規発生の防止。 【犬猫の収容数－返還数、犬猫遺棄等に関するアンケート】	
4）緩衝地帯や周辺地域における産業との調和										
1 やんばる型森林業の推進	沖縄県各村 地元関係団体				●	●	●	沖縄島北部の森林においては、自然環境の保全と環境に配慮した利活用として、持続可能な循環型「林業・林産業」と環境調和型「自然体験活動」を組み合わせた「やんばる型森林業」を推進していく。	森林の利用区分（ゾーニング）の設定や見直しによる利用区分ごとの森林機能の向上。	
2 野生鳥獣の保護及び地域社会との共存	環境省 沖縄県各村						●	野生鳥獣と地域社会の共存を図るため、野生鳥獣の適切な保護管理による生物多様性の確保を行うとともに、農林業への悪影響や生活環境の被害の防止に必要な取組を行う。	生息環境管理及び被害防除対策の実施による野生鳥獣と地域社会の共存。	
3 自然共生型農業の推進	沖縄県各村 地元関係団体						●	各村の貴重な野生生物の生息環境の改善、生物多様性に配慮した基盤整備、土づくり等を通じて、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な自然共生型農業を推進し、世界遺産ブランドを活用した農作物の付加価値向上に結び付ける。	自然共生型農業が地域に定着することにより生物多様性が保全される。 農作物のブランド価値が高まることにより、農業振興が図られる。	
4 赤土等流出防止対策の推進	沖縄県各村					●	●	沖縄県赤土等流出防止条例を遵守することにより、各種開発事業の実施に伴う赤土等流出の防止対策を徹底するとともに、降雨時に既存農地等から流出する赤土等を抑制するための対策事業を推進する。	河川や沿岸海域への赤土等流出が抑制される。【個別検討会における評価】	沖縄県赤土等流出防止対策協議会

事業項目	実施 主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦 地	緩衝 地帯	周辺 地域			
5) 適正利用とエコツーリズム										
1 世界遺産に関する観光 ビジョンの策定による 持続可能な観光の推進	沖縄県 各村 地元関係団 体				●	●	●	世界自然遺産に関わる各種行政機 関、地域関係団体等が参加した協議会 等の場で、関係者の情報共有、意見交 換による合意のもとで、沖縄島北部3 村が連携し、世界遺産沖縄島北部にお ける観光・エコツーリズム、保護保全 の在り方を示した観光ビジョンを策定 して遺産価値の維持と観光振興を両立 する。	世界遺産推薦地における観 光ビジョンが策定され、遺産 価値の維持と観光振興の両立 が実現される。	
2 体験・滞在・交流によ る観光スタイルの確立	沖縄県 各村 地元関係団 体				●	●	●	エコツーリズムやグリーンツーリズ ム、ブルーツーリズム、民泊、集落散 策、歴史文化体験などの様々な形態の ツーリズムを融合し、世界遺産の周辺 地域も含めた魅力的なプログラムを検 討・開発するなど、3村の連携により、 体験・滞在・交流による沖縄島北部地 域の観光スタイルを確立する。	世界遺産の周辺地域も含 め、地域の自然・文化を活用 した魅力的な体験・滞在・交 流メニューを提供できる体制 の設置。	
3 森林ツーリズムの推進 体制の構築	沖縄県 各村 地元関係団 体				●	●	●	森林の適切な利用を図るためのルー ル、モニタリングとフィールド管理及 びルールを守りながら質の高いツアー を提供するためのガイド制度等の仕組 みを構築し、持続的な資金の確保によ り、地域が自立してこれらを管理・運 営する組織体制の整備（協議会の設置 等）を目指す。	遺産価値（生物多様性と生 態系）の保全と森林の利活用 の両立による山村地域の振興 に資する森林ツーリズム推進 体制の構築の実現。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
4 適切な利用コントロールの実施及び利用ルールの設定・遵守	環境省 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	遺産価値（生物多様性と生態系）を保全するため、以下の取組み等を実施することで自然利用に伴う負荷の低減を図る。 ○利用分散のための周辺地域への利用誘導 ○統一的な希少種の観察ルール等の検討 ○世界遺産地域内道路及び接続道路の通行管理の強化	自然利用に伴う負荷が低減され、遺産価値（生物多様性と生態系）の保全がなされる。	
5 利用の質の向上に向けた取組の強化	沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	世界遺産における適正かつ質の高い利用を実現するため、ガイド等の人材育成、プログラム開発等のソフト面での対応を強化する。	世界遺産地域にふさわしい適正かつ質の高い利用の提供。	
6 施設整備による負荷の低減と適正利用の推進	環境省 沖縄県 各村 地元関係団体					●	●	生態系や生物多様性などの遺産価値を利用者に実感させながら、利用に伴う負荷の低減と遺産地域における適正な利用を推進するために、既存施設の効果的な活用方法の検討及び以下のような利用施設の管理・整備を行う。 ○クイナ自然の森の維持管理 ○ヤンバルクイナ生態展示学習施設の運営 ○情報発信拠点施設等の整備・運営 ○森林の魅力を引き出す施設整備 ○希少生物の生態展示学習施設の充実	遺産価値の保全と適正利用の両立、利用者の体験の質の確保。【拠点施設利用者数】	
6）地域社会の参加・協働による保安全管理										
1 生物多様性おきなわ戦略の運用	沖縄県				●	●	●	沖縄県における生物多様性保全の方向性や施策展開をとりまとめた「生物多様性おきなわ戦略」に基づき、関連の施策を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。 【関係機関の取組状況】	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
2 照葉樹の森再生事業の実施	各村 地元関係団体					●	●	核心部周辺の森林や遊休地等において、健全な照葉樹林への回復を促すための森林管理としての種子散布、補植、表土の撒き出し、外来植物の駆除、ノグチゲラの採餌木の植栽やモニタリングを実施する。なお、森の再生事業の実施に当たっては、地域の林業関係者や地域住民の参加と協働による活動を展開する。	世界自然遺産としての価値を確実に維持できるような緩衝機能を持った森林の確保、森林管理体制の確保。	
3 大宜味村地域生物多様性保全計画の実施	大宜味村 地元関係団体				●	●	●	地域生物多様性保全計画に基づき、若者を中心とした環境教育の実施や環境監視のためのモニタリングの実施などを行い、自然環境の保全に努める。	村民のみならず多くの県民に世界自然遺産の価値を認識し、環境保全に取り組む活動を実施していく。	
4 沖縄島北部の河川における調査及び自然再生事業の推進	沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	沖縄島北部において自然度が低下している河川を対象に調査を実施するとともに、沖縄県自然環境再生指針を参照しながら、奥川、田嘉里川、慶佐次川等における自然再生事業を推進する。	水生生物等多様な生物が生息・生育する河川環境の復元。 【個別検討会における評価(慶佐次川)】	・奥川自然再生協議会 ・慶佐次川自然環境再生協議会
5 普及啓発活動の実施	環境省 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	世界自然遺産登録の制度、意義、進捗状況、関連の取組、地域の役割や責務等について、シンポジウムや講演会、広報誌等の多様な機会を通じて、地域住民への普及啓発を行う。特に、地域住民の協力が必要な事項については、重点的に実施し、理解促進を図る。	世界自然遺産及び関連した取組の進捗状況等、地域住民自らが協力すべき事項等に対する、理解・協力を得た状態の実現。 【沖縄島北部部会や世界自然遺産・地域の自然や文化に関するシンポジウム、勉強会・研修会等の開催回数、参加者数、 世界自然遺産及び関連した取組の進捗状況、地域住民自らが協力すべき事項等に対する地域住民の理解度 】	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
6 教育体制の充実	林野庁 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	子供たちに地域の自然・文化に興味をもってもらうため、小・中学校の授業における環境学習を充実させる。また、辺土名高校の環境科においては、世界遺産教育を念頭においたカリキュラムの導入を検討する。	子供たちが、地域の自然や文化に興味をもち、世界遺産価値の保全の重要性を理解した状態の実現。将来的には、世界自然遺産に関連する仕事への地元からの就業者増加。	
7 環境に配慮した公共事業の実施	沖縄県 各村					●	●	「第2次沖縄県環境基本計画」に位置付けられた「環境への配慮指針」や「自然環境の保全に関する指針」を適切に運用するとともに、公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、見直しにあたって環境配慮水準の向上を図る。	公共事業実施の際に、適切な環境配慮が行われ、世界自然遺産としての基準を満たす生物多様性や生態系を維持できるような環境配慮水準の確保。【環境配慮の取組実績】	
8 不法投棄防止パトロール・キャンペーン及び撤去事業の実施	林野庁 沖縄県 各村					●	●	世界遺産登録後の利用増がゴミの不法投棄のさらなる増加につながる可能性があることから、不法投棄防止に向けたパトロールやキャンペーンを実施して広く県民への普及啓発に努めるとともに、既に投棄されたゴミの撤去についても合わせて検討する。	各利用者が増加しても、不法投棄が発生しない状況の確保。	
7) 適切なモニタリングと情報の活用										
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 沖縄県 各村				●	●	●	各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	遺産の価値に関わる情報・知見・技術が集約・蓄積され、保全・管理に活用される。	

＜沖縄島北部行動計画の修正箇所に関する今後の事業予定＞

行動計画の事業項目	実施主体	事業名	対象地	事業概要 ＜関係する会議体＞	平成 30 年度事業内容（案）
2) 希少種の保護・増殖					
2 希少野生動植物保護条例等の制定	沖縄県（自然保護課）	沖縄県希少野生動植物保護条例等の制定	沖縄島北部 3 村 全 域 を 含 む 沖 縄 県 全 域	種の保存法により規制されていない希少野生動植物種のうち、県内においてその種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ない種等、及び外来生物法により規制されていない外来種のうち、希少野生動植物を取り巻く生態系に係る被害を及ぼすおそれのある種等について、条例を制定することにより、希少野生動植物の保護を強化する。	○早期の沖縄県野生動植物保護条例（仮称）の制定に向け、昨年度に引き続き国、県庁内関係各課、関係省庁村や利害関係者との調整を図る。
5) 適正利用とエコツーリズム					
4 適切な利用コントロールの実施及び利用ルールの設定・遵守	環境省、林野庁、沖縄県、各村、地元関係団体、県警等	沖縄島北部における道路全体の管理の強化	沖縄島北部 3 村	関係行政機関や道路管理者、警察等が協議する場において、遺産価値の維持や持続的な利用の観点から、沖縄島北部における道路全体の管理のあり方について協議・検討し、効果的な道路の利用コントロールを実施していく。	○推薦地の管理機関や県道等の道路管理者、警察等が協議する場を設置し、夜間通行規制等を含む沖縄島北部における効果的な道路の管理について協議・検討する。
	沖縄県	主要な県営林道の夜間通行規制の実施	沖縄島北部 3 村	希少種の保護の強化を図るため、主要な県営林道（大國林道、奥与那林道等）を対象に、関係者との調整を踏まえ、村営林道と同等の夜間通行規制を実施していく。	○関係者間で調整を図りながら、実施主体や運用手法、予算措置等の検討を行う。また、林道の夜間規制について、地元住民や旅行エージェント等への普及・周知を図る。
	沖縄県	県営林道の利用状況調査	沖縄島北部 3 村	適切な利用のコントロールを行うため、県営林道の利用状況調査を実施し、世界自然遺産登録前後での利用状況について把握する。	○GW期間等通行量の増加が見込まれる期間を中心に、主要な県営林道における通行量調査を実施する。
	国頭村（世界自然遺産対策室、経済課、企画商工観光課）	村営林道の夜間通行規制	国頭村 営 林 道	希少種の密猟・盗採防止のため、村営林道の夜間通行規制を実施	○国頭村林道管理要領による夜間通行規制の実施